平成２２年（フ）第９１４号
神戸市垂水区学が丘４丁目25番26―804号
債務者　伍壱工業こと　森　　暁
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２６号
神戸市中央区脇浜町１丁目３番７―401号、従前の住所神戸市中央区脇浜海岸通４丁目３番10―402号
債務者　梶屋伸太郎
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５３号
神戸市中央区北長狭通６丁目２番13号エスペランス・ドゥ花隈401号
債務者　木脇　　宏
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０号
兵庫県洲本市炬口２丁目４番１号
債務者　奥村　幸弘
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第６１号
兵庫県洲本市炬口２丁目４番１号
債務者　奥村　美紀
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第６５号
兵庫県洲本市本町３丁目１番16号、前住所兵庫県洲本市本町４丁目２番29号
債務者　鍛　　長廣
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第６６号
兵庫県洲本市炬口２丁目１番15号
債務者　山本　良子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９７号
宮崎市大字小松871番地１　若宮マンション305号
債務者　佐藤　芳奈
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４４号
宮崎市大島町原ノ島1581番地２　メゾンリパラ103号
債務者　須藤由加利（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４６号
宮崎市江平東町６番地22
債務者　永野　元司
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４７号
宮崎市江平東町６番地22
債務者　永野みちよ
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５２号
宮崎市大字赤江262番地　プレジール赤江Ａ棟101号
債務者　湯地　宏幸
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６９号
奈良市疋田町２丁目１番51号
債務者　喜多　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０５号
山口県周南市大字戸田1553番地の３
債務者　石村　博之
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１０６号
山口県周南市大字戸田1553番地の３
債務者　石村美佐江
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１９８１号
名古屋市西区中小田井３丁目155番地　タウンコート202、住民票上の住所愛知県清須市西枇杷島町上新31番地２　アークハイツ10・102
債務者　金指　直美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４号
兵庫県淡路市浦862番地４　松竹荘501号室、前住所兵庫県淡路市郡家397番地の３
債務者　船越　昌彦
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係